

諸会費減免申請について

埼玉県立越谷南高等学校

各団体の規約にそって諸会費（PTA会費・後援会費・生徒会費）の減免審査を行います。学年会費は減免の対象外です。

減免対象となる方は、次のいずれかに該当し、諸会費等の納入が困難となった方です。

- ① 在学中保護者が天災その他不慮の災害を受けたため納入が困難となった方
- ② 在学中保護者が死亡、又は長期の傷病にかかったため、納入が困難となった方
- ③ 保護者の失職、転職等により家計が急変したため納入が困難となった方
- ④ 保護者が当該年度の市町村民税の所得割の納税義務を負わない（非課税）の方で、納入が困難な方（保護者及びその配偶者の両方が非課税である場合）
- ⑤ その他、納入が困難な者として埼玉県教育委員会教育長が定める入学料の減免規定に準ずる方（下記参照）

- イ 児童福祉法第41条又は第44条に規定する施設に入所している者、又は同法第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている者
- ロ 保護者が受給している児童扶養手当の額が、別に定める額以上の者
- ハ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯に属する者
- ニ 指定都市から市民税を課されてる者で、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律による税源移譲前の税率により算出した市町村民税の所得割が非課税である者

申請に必要な書類は以下のとおりです。申請理由と提出書類を確認してください。

1 共通する提出書類（全員の方が提出）

- 会費減免申請書
 - 家庭状況等申出書
 - 諸会費等減免申請連絡票
- この2つの書類は記入例を参考に記入してください。

2 所得状況を証明する書類（全員の方が、それぞれ該当する書類を提出）

(1) ①～③に該当する場合に提出する書類

保護者の各々について添付してください。ただし、一方の保護者の書類から他方の保護者が控除対象配偶者と判断できるときは一方の保護者の証明書類の添付を省略できます。

・市町村長が発行する「令和2年度の所得証明書」(※H31.1.1～R1.12.31の間の収入の種類、所得額及び所得控除の額を証明する書類)

(2) ④、⑤に該当する場合に添付する書類

保護者の各々について以下の書類を添付してください。

ただし、一方の書類から他方の保護者が控除対象配偶者であることが判断できるときは、他方の保護者の書類を省略できます。

・市町村長が発行する「令和2年度の非課税証明書」等、令和2年度の市町村民税の所得割の納税義務を負わないことを証明する書類

(3) ⑤イに該当する場合に添付する書類

・施設の所長の発行する入所証明書又は児童相談所長の発行する児童委託証明書

(4) ⑤ロに該当する場合に添付する書類

・児童扶養手当受給証書(写)、支給通知(写)、改定通知のコピー等、申請月の受給額を証明する書類のいずれか

(5) ⑤ハに該当する場合に提出する書類

・福祉事務所長・市長が発行する生活扶助受給証明書のコピー等、生活扶助の受給額を証明する書類

3 その他必要な証明書類（該当する場合に提出）

- (1) 保護者のいずれか又はその両方が欠けており、他の添付書類からその事実が判断できないとき【以下のいずれかの書類を添付してください】
※児童扶養手当受給証書を提出した場合、提出は不要です。

○住民票(世帯全員分)等、世帯構成を証明する書類
○校長の証明を受けた「世帯状況に関する申立書」 ※上記の書類が無い場合は用紙をお渡ししますので必要な方は事務室へ御連絡ください。

※ 裏面に続きます

(2) 保護者の天災その他不慮の災害【以下のうち該当する書類を添付してください】

- 市町村長の発行する被害額又は被害割合、事由発生日を証明する書類
- 市町村長又は、消防署長の発行する被災証明書、り災証明書等、災害の事由とその発生日を証明する書類

(3) 保護者の死亡【以下のうち、該当する書類を添付してください】

- 医療機関の発行する死亡診断書(写)
- 市町村長の発行する住民票等、死亡日を証明する書類

(4) 保護者の長期傷病 (aとbの両方の書類を添付してください)

- a 医療機関の発行した領収書(写)、診断書等、3か月以上療養していること、又は療養予定であることおよび完治までの期間を証明する書類
- b 給与明細(写)等、療養中の収入額を証明する書類

(5) 保護者の失職、退職、転職、就業条件の変化

・失職、退職【以下のうち、該当する書類を添付してください】

- 雇用保険証(写)等、失職日、失職中であることを証明する書類
- 退職所得がある時は、源泉徴収票、支給明細等、退職所得の金額を証明する書類
- 校長の証明を受けた「休職・無職に関する申立書」 ※上記2つの書類が無い場合は用紙をお渡しますので必要な方は事務室へ御連絡ください。

・転職【以下のうち、該当する書類を添付してください】

- 採用通知(写)等、転職の事由発生日を証明する書類
- 転職後の勤務先の証明する所得証明書、直近の給与明細(写)、直近の帳簿(写)等、転職後の1か月の収入額を証明する書類
- 前職の退職所得の源泉徴収票、支給明細等、退職所得の金額を証明する書類

・就業条件の変化【以下のうち、該当する書類を添付してください】

- 労働契約変更通知(写)等、就業条件が変化したこと及びその事由発生日を証明する書類
- 就業条件の変化後の所得証明書、直近の給与明細書(写)、直近の帳簿(写)等、就業条件が変化後の3か月の収入額を証明する書類
- 自営業の場合は、前年同月の収入額を証明する書類

(6) 前年度の1月1日以後(R2.1.1～)に保護者が離別又は、保護者が替わったとき

※3の(1)で添付した世帯構成を証明する書類から事実が判断できないときは、下記のいずれかの書類を提出してください。

- 離婚届受理証明(写)等、保護者の離別、又は、保護者が替わったこと及びその事由発生日を証明する書類

※令和2年度の課税(非課税)証明書等は6月以降に市町村役場で発行されます。証明書の発行を受ける際は、年度に御注意ください。

4 提出期限 **令和2年6月15日(月)**

5 提出および問合せ先

越谷南高校事務室 電話 048-988-5161

6 減免審査結果の通知について

- ・審査の結果は、8月中旬ごろに通知されます。
- ・減免が許可された場合には、納入済みの諸会費等は返金されますが、許可されなかった場合は、納入していただくこととなります。
- ・減免審査結果が出るまでは、諸会費等は通常どおり、口座振替で納入をお願いします。

提出書類について不備・不足があった場合には、訂正、追加提出の連絡をさせていただきますので、御協力をお願いいたします。